

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

都市計画の変更

(都市政策課) 八三九ページ

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建築指導課) 八四一

監査委員告示

定期監査の結果及び平成二十二年定期監査の結果

(監査委員) 八四二

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 八四八

平成二十二年における地籍調査に関する事業計画の変更

(都市政策課) 八四九

市街地再開発組合の事業変更認可

(街路公園課) 八四九

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 八五〇

指定管理者の指定

(スポーツ健康課) 八五一

正 誤

住居表示のための町(字)の名称及び区域の変更中訂正

(市町村課) 八五一

告 示

第 二 千 二 百 十 八 号

平 成 二 十 三 年 一 月 二 十 一 日

(金 曜 日)

岐阜県告示第三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

海津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び海津市建設部都市計画課

岐阜県告示第三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

輪之内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び輪之内町建設課

岐阜県告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

揖斐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに揖斐川町産業建設部建設課、大野町産業建設部建設水道課及び池田町建設部建設課

岐阜県告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

御嵩都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに可児市建設部都市計画課及び御嵩町建設部建設課

岐阜県告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

八百津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び八百津町建設課

岐阜県告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類

八幡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び郡上市建設部都市住宅課

岐阜県告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類

下呂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び下呂市建設部建築課

岐阜県告示第三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
瑞穂市本田字三ノ改田一〇四八番二	五・五	一四・九	岐建築第九号の八	平成三二・二・四
同 市 同 字丸竹二〇一九番四	四・八	三・〇	岐建築第九号の九	同 二・一
羽島郡笠松町北及字流一八〇四番四	六・〇	三・六	岐建築第九号の一〇	同 二・八
同 郡 同 町 同 字高坪一五九二番一四	四・〇	一・七	岐建築第九号の一	同 二・一
同 郡 同 町 同 字高坪一五九二番八	四・〇	一・七	岐建築第九号の二	同 二・一
同 郡 同 町 同 字高坪一五九二番四	四・八	三・四	岐建築第九号の三	平成三二・二・八
本巢市上保字野森一五七番四	四・〇	三・九	岐建築第九号の一四	同 二・三

西濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
揖斐郡池田町草深字若宮一一九番二及び一一九番一四	六・〇	四・四	西建築第一〇五号の一	平成三二・二・五
安八郡安八町東結字芝原東一五二二番六	五・〇	二・六	西建築第一〇五号の一	同 二・六

中濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
関市小瀬字小坂南九九六番七	五・〇	一・九	中建築第三三号の七	平成三二・一・一
美濃加茂市西町五丁目一五四番五	四・五	三・四	中建築第三三号の八	同 二・三

同	加茂郡富加町羽生字古熊野一七一六番九	五・〇〇	五・五	中建築第三号の九	平成三二・二・九
同	同 郡同 町同 字古熊野一七一六番四	五・〇〇	五・四	同	同
同	美濃加茂市前平町二丁目四七番四	四・三	二・九	中建築第三号の一〇	平成三二・二・一〇
同	市深田町三丁目字久田久一八六番一	六・五	二・六	中建築第三号の一	同
同	市加茂野町市橋字惣角一六七番四	六・〇〇	三・三	中建築第三号の一	平成三二・二・一七
同	市本郷町七丁目六六番四	六・〇〇	三・〇	中建築第三号の一	同
同	関市倉知字堤内二九八番五	四・〇〇	三・〇	中建築第二号の一四	同
同	同	四・〇〇	七・五	同	同

東濃建築事務所

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	年月日
土岐市泉町久尻字元屋敷九四四番八	四・五	二四・七	東建築第四号の四	平成三二・〇・八
中津川市千旦林字坂本一三八六番一三二、一三八六番二〇四、一三八六番二〇五、一三八六番二〇八及び一三八六番一一一	四・〇〇	四・四	東建築第四号の七	同 〇・四
同 市中津川字上金一〇三九番二、一〇三九番四から一〇三九番六まで、一〇四二番一の一部及び一〇四二番二七	六・〇一 六・〇三 六・〇三	二四・〇	東建築第四号の八	同 三・四
同 市同 字上金一〇四二番一の一部	四・五	一九・九	同	同
同	四・五	一四・五	同	同

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定により平成二十二年十月十九日から同年十一月十日までに執行した定期監査の結果及び平成二十二年定期監査結果は、次のとおりである。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県監査委員 伊藤 正博
 岐阜県監査委員 矢島 成剛
 岐阜県監査委員 帆刈 信一
 岐阜県監査委員 水谷 雄二
 岐阜県監査委員 神戸 正雄

第1 監査実施機関数

知事 職務	監査実施機関数		監査結果件数		
	指摘あり	指摘あり	指摘事項	指導事項	本課検討
総務部	6	1	1	1	
総企画部					
環境生活部					
健康福祉部					
商工労働部					
農政部	3	1	4	2	2
林政部					
県土整備部	6	3	19	5	13
都市建設部	4	1	1	1	1
ぎふ清流圏体推進局					
振興局	6	2	2	2	3

教育委員会	2	1	2	2	
警察本部	8	5	6	6	
その他	6				
合計	41	7	14	38	9
					28
					1

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、重大と認められた事項
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、指摘事項を除いた事項
 - ・ 本課検討事項 現地機関を所管する課に対して、検討を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。

第2 監査結果

監査の結果、21機関において、9件の指摘事項、28件の指導事項及び1件の本課検討事項が認められたので、監査対象機関に対し是正、改善又は必要な検討などの措置を講じるよう求めた。

1 総務部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜県税事務所	平成22年11月10日	なし	1件
西濃県税事務所	平成22年11月2日	なし	なし
中濃県税事務所	平成22年10月20日	なし	なし
東濃県税事務所	平成22年10月27日	なし	なし
飛騨県税事務所	平成22年10月22日	なし	なし
自動車税事務所	平成22年10月29日	なし	なし

2 農政部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜農林事務所	平成22年10月25日	1件 時間外勤務手当の 過大支給	1件

郡上農林事務所	平成22年10月19日	なし	1件
下呂農林事務所	平成22年10月21日	1件 時間外勤務手当の 過大支給	なし

3 県土整備部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜土木事務所	平成22年11月10日	なし	1件
大垣土木事務所	平成22年11月5日	2件 調定の遅延及び督促状発行の遅延 委託契約の計算誤りによる支払不足	4件
揖斐土木事務所	平成22年11月4日	2件 委託契約の計算誤りによる支払不足 旅費の過大支給	2件
美濃土木事務所	平成22年11月1日	1件 道路占用料の過大徴収	3件
可茂土木事務所	平成22年11月9日	なし	2件
下呂土木事務所	平成22年10月22日	なし	1件

(本課検討事項)

河川美化報償事業の所管課である河川課に対し、予算の上限まで支出することを前提としている報償額の算定方法の見直しを求めた。

4 都市建築部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	平成22年11月10日	なし	なし
岐阜建築事務所	平成22年11月10日	なし	1件
西濃建築事務所	平成22年11月5日	なし	なし
中濃建築事務所	平成22年11月9日	なし	なし

5 振興局

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜振興局	平成22年10月25日	なし	1件
西濃振興局	平成22年11月5日	なし	なし
西濃振興局揖斐事務所	平成22年11月4日	なし	なし
中濃振興局中濃事務所	平成22年11月1日	1件 補助金の実績確認が不適正	1件
東濃振興局	平成22年10月27日	1件 時間外勤務手当の過大支給	なし
飛騨振興局	平成22年10月22日	なし	1件

6 教育委員会

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
郡上北高等学校	平成22年10月19日	なし	なし
益田清風高等学校	平成22年10月22日	なし	2件

7 警察本部

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
岐阜中警察署	平成22年10月29日	なし	2件
岐阜南警察署	平成22年10月29日	なし	1件
岐阜羽島警察署	平成22年10月29日	なし	1件
海津警察署	平成22年11月2日	なし	なし
大垣警察署	平成22年11月2日	なし	1件
揖斐警察署	平成22年11月2日	なし	なし

閉警察署	平成22年10月20日	なし	なし
多治見警察署	平成22年10月27日	なし	1件

8 その他

実施機関名	実施年月日	指摘事項	指導事項
選挙管理委員会岐阜地方事務局	平成22年10月25日	なし	なし
選挙管理委員会西濃地方事務局	平成22年11月5日	なし	なし
選挙管理委員会揖斐地方事務局	平成22年11月4日	なし	なし
選挙管理委員会中濃地方事務局	平成22年11月1日	なし	なし
選挙管理委員会東濃地方事務局	平成22年10月27日	なし	なし
選挙管理委員会飛騨地方事務局	平成22年10月22日	なし	なし

第3 平成22年度定期監査結果

地方自治法第199条第41項の規定に基づき、本庁及び現地機関の全352機関に対し定期監査を実施した。

監査の結果、127機関において、64件の指摘事項及び140件の指導事項、3機関において3件の本課検討事項が認められたので、監査対象機関に対し是正、改善又は必要な検討などの措置を講じるよう求めた。

1 監査期間	平成22年6月1日から同年11月26日まで
2 監査対象機関	352 機関
3 監査実施機関数	監査実施機関数(機関) 監査結果件数(件)

	知事直轄	総務部	総合企画部	環境生活部	健康福祉部	商工労働部	農政部	林政部	県土整備部	都市建設部	さく清流国体推進局	振興局	教育委員会	警察本部	その他	合計
指摘あり	6	17	19	9	36	12	28	5	22	15	4	8	100	57	14	352
指導あり	1	3	3	1	2	2	10	2	6	5	1	2	18	21	1	77
本課検討あり	1	9	5	1	19	4	31	2	42	12	1	5	1	22	2	207
指摘事項	1	2	1		12	2	6		10	3	1	2	24		1	64
指導事項	1	7	4	1	7	2	24	2	31	9		3	26	22	1	140
本課検討							1		1				1			3

4 監査結果の分野別件数

(単位：件)

区分	指摘事項	指導事項	主な監査結果	11件 8件
収入関係	22	29	債権の収入確保に適切な措置を要するもの 調定が遅延しているもの	17件 15件
支出関係	25	32	支出額が誤っているもの 検査が不適正なもの	5件 3件
契約関係	3	8	契約方法及び手続が不適正なもの 契約書が不適正なもの	24件 10件
財産関係	4	27	財産及び物品の管理が不適正なもの 財産及び物品の処分が不適正なもの	

経済性等	2	無駄な支出があったもの	2件
その他	10	職員による交通事故で県に損害を与えたもの 手当等の支給事務に誤りがあったもの	27件 12件
合計	64	140	

(注) 監査結果が複数の区分に関係する場合は、主な内容が属する区分で計上。

5 重点監査項目

特に重点的に調査点検すべき項目として3項目を設定し、該当機関において監査を行った。

監査の観点及び主な監査結果は次のとおり。

(単位：機関、件)

重点監査項目	対象機関数	指摘事項	指導事項
県が交付する補助金等の検証	97	4	5
債権の保全・管理事務の検証	82	7	8
物品の管理・活用状況等の検証	318	8	22
合計	497	19	35

(注) 指摘事項及び指導事項の件数は、「3 監査実施機関数」中の監査結果件数の内数。

県が交付する補助金等の検証

ア 監査の観点

会計検査院による国庫補助事業に係る監査結果、前年度の補助金交付団体の監査の結果等を踏まえ、県が継続的に交付している補助金等を中心に、補助対象の確認を含めて検証した。

イ 主な監査結果

・実績報告書において補助対象である宿泊費の上限を超えていたが、履行確認が十分でなかったことにより補助金を過大に交付していた。

債権の保全・管理事務の検証

<p>ア 監査の観点</p> <p>前年度の定期監査結果において、貸付金現在高の誤り等が認められたこと、包括外部監査の結果等を受けて、債権の保全・管理事務について検証した。</p> <p>イ 主な監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去2か年度の定期監査で指摘等をされたにもかかわらず、県営住宅使用料に係る延滞金の徴収手続が行われていなかったほか、延滞金を徴収することについて検討が十分されないまま延滞金計算機能を付加させるシステム改修を行っていた。 <p>物品の管理・活用状況等の検証</p> <p>ア 監査の観点</p> <p>前年度の定期監査結果において、物品管理の不適切なもの等が見受けられたこと、高額物品に関する行政監査結果等を踏まえ、物品の管理・活用状況等について検証した。</p> <p>イ 主な監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の現物実査において、現物を確認することなく資料に基づき現物が存在するとしていたほか、100万円未満の購入物品及び購入以外の物品は数量のみの管理を行っていた。 ・ 物品の現物実査において、現物を確認することなく現物が存在するとの報告を繰り返していたほか、物品処分の手続を怠っていた。 ・ 県有自動車の処分事務において、事務手続等の遅れにより、自動車損害賠償責任保険料の解約返戻金及び自動車重量税の還付金を得られなかった。 <p>6 定期監査における意見、要望事項等</p> <p>定期監査において、監査対象機関に対して、質疑を行い当局の見解を求めるとともに、必要に応じて意見を述べた。</p> <p>主な意見、要望等は次のとおり。</p> <p>県財政について</p> <p>ア 県財政について、意見を述べ、要望を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的に反復して行われている短期貸付金について 	<p>・ 国体にあわせた宝くじの発行について</p> <p>イ 県財政について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政再建の見通しについて ・ 過去の公債費の償還繰延により生じた財源の使途について <p>行財政改革について</p> <p>ア 行財政改革について、意見を述べ、要望を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木工芸術スクールの今後の運営について ・ 県税の収入確保に向けた徴収対策について <p>イ 行財政改革について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行財政改革アクションプランの進捗管理について ・ 財団法人岐阜県教育文化財団による事業実施の必要性について ・ 未来会館及び岐阜マリンスポーツセンターの施設活用策について ・ 南飛騨健康増進センター、飛騨・世界生活文化センター及びセラミックパークMINOの今後の運営について ・ 情報科学芸術大学院大学の運営コスト及び県への貢献について ・ 図書館、博物館及び美術館への指定管理者制度導入について <p>事務事業について</p> <p>ア 県が実施する各種事務事業について、意見を述べ、要望を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体への会費等の必要性について ・ 県税の特別徴収義務者の指定による徴収率向上について ・ 飛騨エアパークの事業効果について ・ 農業大学校、国際園芸アカデミー、森林文化アカデミー及び現代陶芸美術館の事業効果について <p>イ 選挙公営費の適正な執行について</p> <p>県が実施する各種事務事業について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託事業等の履行確認及び事業効果の検証について ・ 包括外部監査の指摘及び意見に対するフォローアップの状況について ・ 県税の徴収コストについて ・ 岐阜県競馬組合の経営状況及び今後の見通しについて
---	--

<p>・ 第三セクター鉄道への今後の支援に対する考え方について</p> <p>県が交付する補助金について</p> <p>ア 県が交付する補助金について、意見を述べ、要望を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆浴場関連補助金の費用対効果を踏まえた見直しについて ・ 運輸事業振興助成交付金の適正な執行について ・ 団体営農業集落排水事業補助金の積算及び内容の審査について ・ 緊急雇用創出事業の趣旨を踏まえた市町村の事業委託先の指導について <p>イ 県が交付する補助金について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金事業の履行確認及び事業効果の検証について ・ 社団法人岐阜県観光連盟への指導状況について ・ 定時制通信制教科書等給与費補助金交付事務の改善状況について <p>債権の保全・管理事務について</p> <p>ア 県が保有する債権の保全・管理事務について、意見を述べ、要望を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 選奨生奨学金の連帯保証人への請求について ・ 児童保護措置費負担金に係る債権管理体制の見直し及び徴収の厳格化について <p>イ 県が保有する債権の保全・管理事務について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子寡婦福祉資金貸付金の滞納整理状況について ・ 県営住宅駐車場使用料の債権管理について <p>財産の管理・活用状況等について</p> <p>ア 県が保有する財産の管理・活用状況等について、意見を述べ、要望を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健環境研究所のハイビジョンシアターの稼働率向上について ・ 商標権更新の必要性の検討について ・ 情報科学系高等学校において使用するパソコンの購入方法の検討について <p>イ 県が保有する財産の管理・活用状況等について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の管理が不適正なものに関する是正状況について 	<p>・ リはとびあ用地の取得価格の妥当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜総合庁舎の施設活用策について <p>外郭団体について</p> <p>ア 県が出資出捐する外郭団体について、意見を述べ、要望を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜県土地開発公社からの再委託に関する委託料の算定について <p>イ 県が出資出捐する外郭団体について、次の質疑を行い、当局の見解を求めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外郭団体への派遣職員に係る人件費負担の検討について ・ 出資出捐団体に対する短期貸付金の必要性について ・ 岐阜県道路公社に対する出資金及び貸付金の回収見込みについて ・ 財団法人岐阜県浄水事業公社による事業実施の必要性について ・ 岐阜県住宅供給公社が所有するローション24の今後の方向性について <p>職員の交通事故等について</p> <p>ア 職員の交通事故防止に関する意見及び要望</p> <p>職員による交通事故で、県に過失割合が生じたもののうち、示談が成立した41件について、損害賠償金（相手方損害金に県過失割合を乗じたもの）が10,838,634円、修繕料が5,487,097円となっていた。その内訳は、警察本部が31件と全体の約76%を占めている。</p> <p>また、県の過失割合が50%を超えるものが37件、そのうち100%のものが28件であった。</p> <p>職員の交通事故防止について、一層の徹底を図らねたい。</p> <p>イ 県立病院の医療事故防止に関する意見</p> <p>県立病院の医療事故のうち、示談が成立した4件について、損害賠償金が171,894,030円となっていた。</p>
--	---

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Meets Vision
- 三 代表者の氏名 松岡 慎也
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市河渡三丁目一七〇番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、幼児から高齢者までの多くの市民に対して、学校教育を軸として地域、企業が一体となって社会教育やキャリア教育を推進する事業を提案・実施するとともに、学校教育支援活動や地域コミュニティ活性化を図る社会教育推進に対する事業を行い、青少年の健全育成と地域コミュニティの充実、公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ライフケアサポート
- 三 代表者の氏名 長瀬 琢磨

- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市島田西町八〇番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者の方々が介護事業を通じて社会貢献活動に参加することにより、地域社会と関わりを持つこと、併設された託児所において子供たちと触れ合うこと、また共働き家庭の支援を行い地域の労働力不足を解消することなどの活動によって、高齢者の方々に生きがいと自尊心を持った尊厳のある生き方を提案し、現在の日本の課題であります少子高齢化に対応できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人美濃つたつアップクラブ
- 三 代表者の氏名 土本 恭正
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃市曾代一六番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、スポーツと文化・芸術の振興及び子ども の健全育成を育むための各種事業を展開し、市民の健康を図るとともに美濃市の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人プラス・ワン
- 三 代表者の氏名 工藤 正弘
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市森山町四丁目二番五号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、障害のある人々に対して、障害者自立支援法に基づき障害福祉サービス事業を行い、就労機会の拡充と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年一月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人爽風会
- 三 代表者の氏名 浅岡 まさみ
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市加納栄町通三丁目二番地豊田ビル
- 五 定款に記載された目的 この特定非営利活動法人（以下「法人」という。）は、利用者の意向を尊重して、多様なサービスが総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

平成二十二年における地籍調査に関する事業計画の変更

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十二年における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称		調査地域		調査期間	
		変更前	変更後		
下呂市	下呂市馬瀬川上、金山町福来、御厩野、小坂町大島、小坂町長瀬、萩原町山之口、萩原町羽根及び萩原町桜洞の一部	平成二二・一〇・三から	平成二二・一〇・三から	同	三・三一まで
		平成二二・一〇・三から	平成二二・一〇・三から		
下呂市	下呂市小川の一部	平成二二・一〇・三から	平成二二・一〇・三から	同	三・三一まで
		平成二二・一〇・三から	平成二二・一〇・三から		
下呂市	下呂市野尻の一部	平成二二・一〇・三から	平成二二・一〇・三から	同	三・三一まで
		平成二二・一〇・三から	平成二二・一〇・三から		

市街地再開発組合の事業計画変更認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の事業計画の変更の認可をしたので、同条第二項の規定により読み替えて準用する同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 市街地再開発組合の名称 問屋町西部南街区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十年一月八日から平成二十五年三月三十一日まで
- 三 施行地区

開発許可(変更許可)番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐建築第二号の四 平成三二・九・三〇	羽島市上中町一色字村添一九四番	道路	羽島郡笠松町北及九八一番地の一 株式会社大地 代表取締役 柴 田 道 臣
同岐建築第二号の五 同二二・八・五	瑞穂市別府字堤内二ノ町四四六番一部	道路	瑞穂市別府九三四番地の一 今木柳株式会社 代表取締役 今 木 慶 一 郎
同西建築第五四号の六 同二二・五・二六 同西建築第六六号の一 〇 同三二・二二・八	揖斐郡池田町宮地字上粕子九番四外三一筆 同 町段字貝籠二四〇番一外二筆	道路、緑地、水路及び消防の用に供する貯水施設	揖斐郡池田町六之井一四六八番地の一 池田町土地開発公社 理事長 牛 嶋 勝 一
同中建築第三五号の二二 同二〇・二二・一一 同中建築第四六号の二 同二一・六・三三 同中建築第四六号の四 同二一・八・一八 同中建築第五四号の七 同三二・九・一七	加茂郡川辺町比久見字月ヶ洞四三八番四の一部(第三工区)	道路、公園	加茂郡川辺町中川辺二五二八番地の四 川辺町長 佐 藤 光 宏

事業計画書において表示するとおり

四 事務所の所在地
岐阜市問屋町二丁目一九番地五

五 設立認可の年月日
平成二十年一月八日

六 変更の内容

設計の概要、資金計画及び添付資料(事業計画書において表示するとおり)

七 変更認可の年月日

平成二十三年一月二十一日

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定管理者の指定

岐阜県グリーンスタジアムに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県グリーンスタジアム条例（平成十二年岐阜県条例第三十八号）第十六条の規定により公示する。

平成二十三年一月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体

各務原市那加桜町一丁目六九番地

各務原市

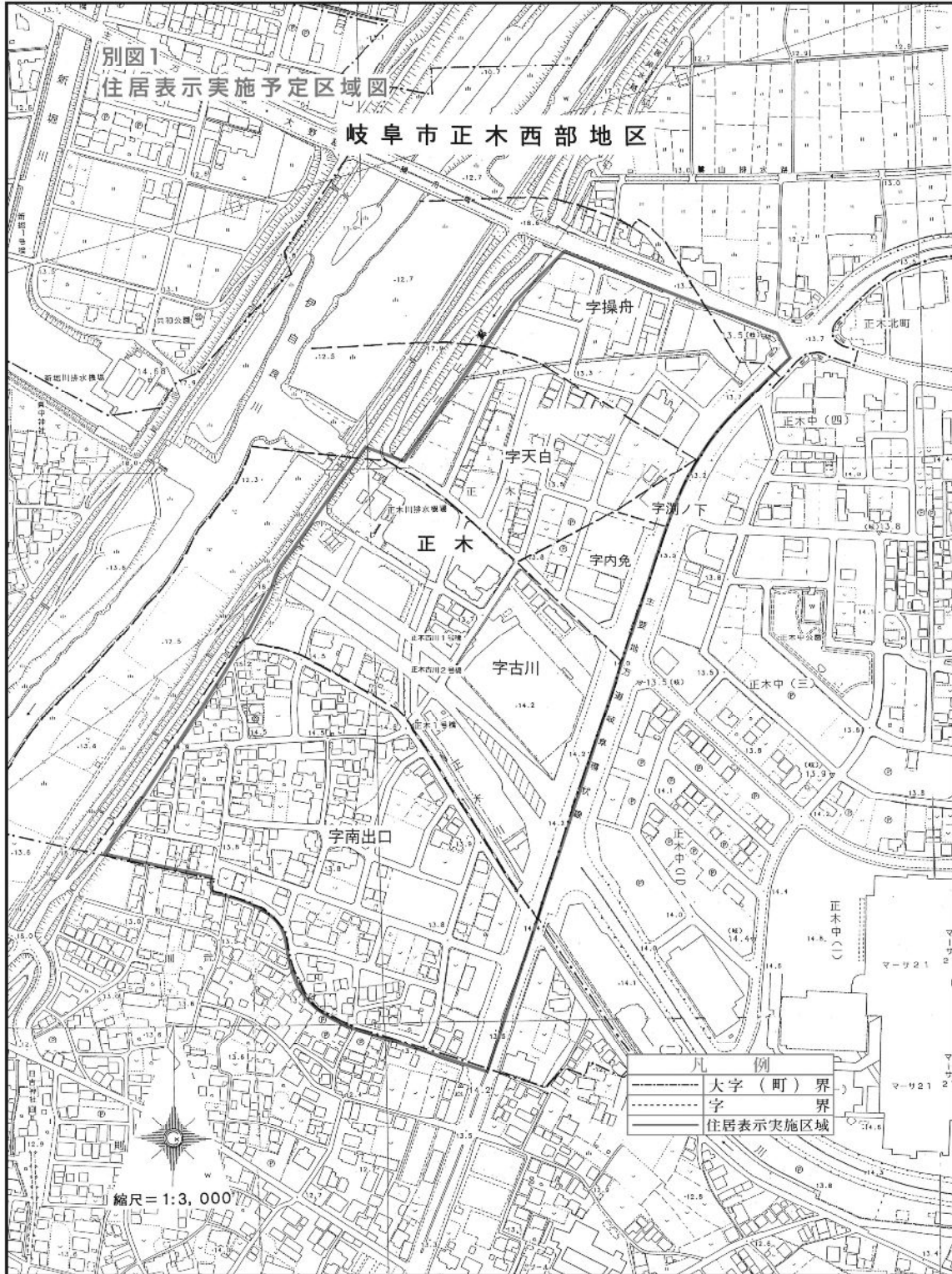
二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

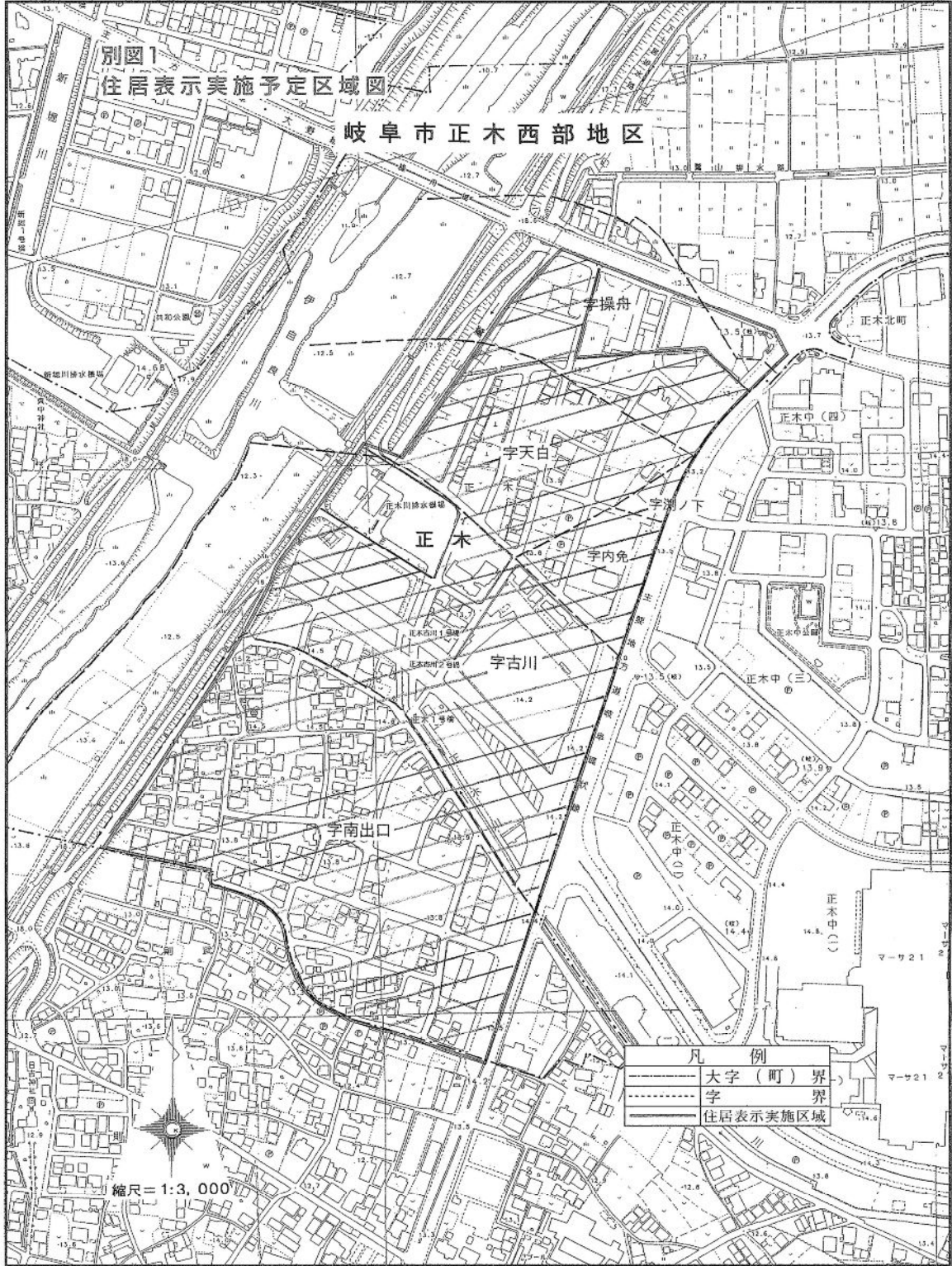
正誤

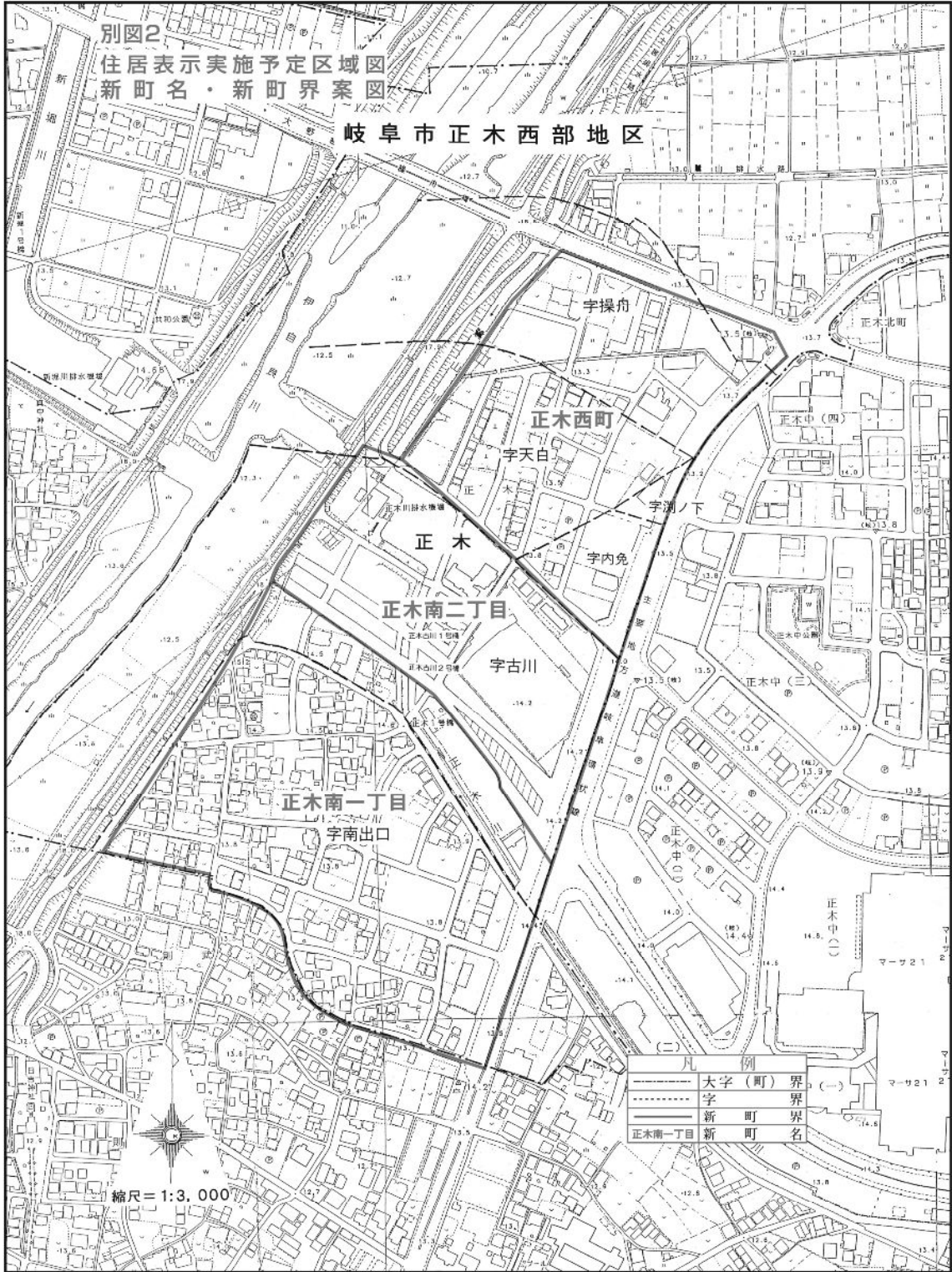
（原稿誤り）

平成二十二年十一月十二日号外（住居表示のための町（字）の名称及び区域の変更（岐阜県告示第五百七十一号）一項下段前から六行目及び七行目中「平成二十二年十二月六日から効力を生ずるものとする。」は「平成二十二年十二月六日から効力を生ずるものとする。ただし、土地区画整理施行地区（図面の斜線部分）については、住居を表示する場合を除き、岐阜市正木西部土地区画整理事業に係る換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。」の二頁中



は





は



の誤り。

平成二十三年一月二十一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター